

第1回 知的財産取引検討会 議事要旨

日時：令和2年7月22日(水) 15:00～17:00

場所：Skype 会議室

出席者：

〈委員〉：寺岡座長、内原委員、近藤委員、坂本委員、関根委員、知念委員、名倉委員、林委員、古川委員、渡邊委員

〈オブザーバー〉：日本商工会議所山内産業政策第一部長、全国中小企業団体中央会及川事務局長

〈関係省庁等〉：

(経済産業省)：渡邊知的財産政策室長、三藤技術振興・大学連携推進課長補佐

(中小企業庁)：飯田事業環境部長、亀井取引課長

(公正取引委員会)：川上企業取引課長

(総務省)：三島情報通信作品振興課長

(その他)：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

出席委員からの意見：

1. 知的財産に関する取引の実態

- 大手企業が、最初の金型は日本のメーカーに頼むものの、2番目以降の型は中国等の海外に依頼するというようなやり方が90年代以降だんだん普通になってきてしまった。ノウハウの塊である図面も大手企業に納品することが当たり前だと思って取引していたが、後から気付くと、その図面を使って東南アジア等で安く作らせていたことが判明した。このような知財トラブルが今後起きないように、中小企業庁として取り組んでいただきたい。
- 中小企業から大企業との取引に関する相談を受ける。例えば、共同研究を途中で止められ、他社に持っていかれてしまった事例や、ほぼ中小企業側でアイデアを出して開発した製品について、当初は共同出願を念頭に進めていったものを結局大企業の単独出願に切り替えられてしまったといったものがある。また、スタートアップでも、知財に対する意識が高まっており、取引締結前段階での相談も受ける。相談をしてくるような比較的意識の高い企業であってもこのような知財トラブルが発生している状況であるため、その他の企業ではどういう問題が起きているかということすらも、きちんと認識できていないのではないかと思う。

2. 契約のひな形について

- 中小企業の相談を受けている中でも、契約や取引の相談は多く、契約ひな形、ガイドライン等の議論は非常に重要であると思う。
- 大企業から中小、スタートアップまで幅広い企業に対して、知財関連の法律事務を扱っているが、実務面においては、ひな形は非常に利用価値の高いものであると思う。
- 契約の際には権利ばかりに目がいきがちだが、義務についても考えるべきで、なんでもかんでも秘密情報にしてしまうと、コンタミネーションの懸念が高まり、中小企業側が大手側に縛られ過ぎて不利になることもあるため、留意する必要がある。

3. 普及支援策（専門人材・支援機関等）について

- 弁理士全体に関していうと、中小企業のような相談に対応できる弁理士はまだまだ相対的に少ないと思う。知財を守る際に、取引の初期段階に契約で守ることができるということを、知財にあまり詳しくない中小企業に対しても周知していく必要がある。
- 支援機関としての役割・責任が大きいと感じる。支援機関の支援担当者一人一人の知財への意識が高まれば変わる部分もあるかもしれない。
- 中小企業の現場では、知的財産以前に知的資産・自社の強みが分かっていないということも多くある。このようなレベルの企業に対して、INPIT（独立行政法人工業所有権情報・研修館）や特許庁の支援にどうつなげていけるかというところは非常に重要で、よろず支援拠点との連携をもっと強化していく必要があると思う。
- 特許庁の発表にあったような下請企業が脱系列を測るようなプラットフォーム等の事例を拡充していくことは、世の中のニーズに適っており重要であると思う。

4. 検討会全体について

- 本検討会は知財と取引を一緒に検討している点が非常に興味深い。企業にとっては、取引からインセンティブを感じられれば取り組みも広がると思う。
- 知財を経営に取り入れ、そのうえで、会社として収益モデルを確立する必要がある

ある。特に、エコシステム戦略という視点では、系列外の会社と組んで製品を作っていくという流れがあり、そのような場合には、知財をある程度オープンにしていく必要がある。本検討会の議論においても、契約や適正取引の概念がイノベーションに資するような形でできないか考えた方が良いだろう。

以上